

相談

木造住宅の耐震個別相談会

木造住宅の耐震個別相談会を開催します。

住まいの耐震性に不安のある方や、実際に耐震診断・改修をお考えの方に、個別に耐震診断・改修の流れや費用に係る補助制度の説明を行います。

申し込み・相談料はいずれも不要です。お気軽にお越しください。

■日時

7月31日(火)  
午前10時～午後4時

■会場

役場大島庁舎2階 相談室3

■申し込み・相談料

不要

■主催

周防大島町

■相談員

総務課消防防災班職員

■問い合わせ

総務課

☎0820(74)1000

全国一斉不動産表示登記  
無料相談会

土地家屋調査士が不動産の表示登記に関する相談にお応えします。

■日時

7月31日(火)  
午前10時～午後5時

■場所

山口県土地家屋調査士会館  
(山口市惣太夫町2-2(山口駅構内))

■問い合わせ

山口県土地家屋調査士会  
☎083(922)5975

お知らせ

介護保険負担限度額の  
認定更新

介護保険施設の入所者やショートステイのサービスを受けている方は、居住費と食事の全額を本人負担していただくことになっていますが、市町村民税非課税世帯の方や生活保護受給世帯の方については、本人負担額の上限を定め、負担が軽減される制度です。

■対象者

・市町村民税非課税世帯の方で、次の要件をすべて満たす方。

①配偶者が別世帯の場合、配偶者も市町村民税非課税であること。

②本人および配偶者の預貯金等が一定額(単身の場合は1000万円、夫婦の場合は2000万円)以下であること。

※非課税年金(遺族年金・障害年金)も勘案されます。

■手続き

この軽減制度を利用するためには、申請が必要です。また、申請の際には、預貯金通帳等の写し(本人および配偶者の所有すべて)が必要となります。

■申請・問い合わせ

介護保険課介護保険班  
☎0820(73)5503  
または、各総合支所・出張所

社会福祉法人等による  
利用者負担軽減の更新

社会福祉法人等が運営する施設等で提供する介護サービスを利用する場合に、利用者負担額が軽減される制度です。

■対象者

・市町村民税非課税世帯の方で、次の要件をすべて満たす方。

①年間収入が、単身世帯で150万円以下、世帯員1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。

②預貯金の額が、単身世帯で350万円以下、世帯員1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。

③日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと。

④負担能力のある親族等に扶養されていないこと。

⑤介護保険料を滞納していないこと。

■対象となるサービス

・介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

・短期入所生活介護、通所介護、訪問介護、小規模多機能型居宅介護

■負担軽減の割合

・利用者負担額(1割自己負担、食費、居住費または滞在費の100分の25)

・高齢福祉年金受給者は、利用者負担額、食費、居住費または滞在費の100分の50

■手続き

この軽減制度を利用するためには、申請が必要です。

■申請・問い合わせ

介護保険課介護保険班  
☎0820(73)5503  
または、各総合支所・出張所

家屋調査にご協力ください

平成30年1月2日から平成31年1月1日の間に、家屋の新築・増築・取り壊し(一部取り壊しを含む)をされた方、または今後予定のある方は、8月31日(金)までに税務課にご連絡ください。

※全ての家屋(農業用・プレハブ倉庫・車庫等を含む)が調査対象となります。

■問い合わせ

税務課 課税第2班  
☎0820(74)1008

社会的ひきこもり  
家族教室のご案内

「社会的ひきこもり」とは、半年以上、学校や職場に行かず、家族以外との親密な対人関係が持てない状態が続いており、また精神疾患がその主な原因とは考えにくい場合のことをいいます。正しい知